# 第1章 調査の概要

## 第1章 調査の概要

#### 1.調査の趣旨

労働者派遣法が昭和 60 年に制定されてから、30 年あまりが経過した。制定当初は専門的知識・技術・技能を要する業務にのみ認められていた労働者派遣は、その後の規制緩和の流れの中で改正を重ねてきた。平成 8 年に提供対象業務が 26 業種へ拡大、平成 11 年に派遣対象業務の原則自由化、平成 16 年に 26 業務以外の業務について派遣受入期間の延長、物の製造業務への労働者派遣の解禁、派遣労働者への契約申し込み義務の創設などが行われた。

その後、日雇い派遣労働者の雇用問題や、リーマンショックに端を発した世界同時不況による派遣切りなど、派遣に対する問題が社会的に大きく取り上げられるようになり、平成24年に日雇い派遣の原則禁止をはじめとした事業規制の強化、派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善、違法派遣に対する迅速・的確な対処などを内容とした改正が行われた。その際、法律名も「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改正され、法律の目的にも派遣労働者の保護の法律であることが明記されている。

平成27年の改正では、労働者派遣の期間制限の見直し、派遣労働者と派遣先の労働者との均衡待遇の推進、雇用安定措置の義務化、派遣労働者のキャリアアップ推進が盛り込まれ、労働者派遣事業の許可制への一本化などが行われている。

今回の調査は平成 26 年調査との経年比較を行いつつ、派遣労働者の実態を把握すると ともに、今後の労働行政の基礎資料とするものである。

### 2.調査対象

(派遣元事業所調査) 都内で許可を受けた一般労働者派遣事業所 3,000 事業所

(派遣先事業所調査)都内に所在し、従業員規模30人以上の一般事業所3,000事業所

(派遣労働者調査) 派遣元事業所に雇用されている登録型派遣労働者 2,000 人

#### 3.調查方法

(派遣元事業所調査) 郵送配布・郵送回収方式

(派遣先事業所調査) 郵送配布・郵送回収方式

(派遣労働者調査) 派遣元事業所において協力を得られた 91 事業所を通じて調査票を 配布、直接郵送回収

#### 4.調査時期

(派遣元事業所調査) 平成30年10月1日 現在

(派遣先事業所調査) 平成30年10月1日 現在

(派遣労働者調査) 平成30年10月1日 現在

#### 5.回収及び集計状況

	対象	回収数	有効回答数	回収率	有効回答率
	(A)	(B)	(C) *3	(B/A)	(C/A)
派遣元事業所調査**1	3,000	1,040	1,040	34.7%	34.7%
派遣先事業所調査**2	3,000	847	846	28.2%	28.2%
派遣労働者調査	2,000	435	435	21.8%	21.8%

<sup>※1</sup> 回答のあった派遣元事業所のうち登録型派遣を実施しているのは221事業所(21.3%)であった。

#### 6.利用上の注意

#### (1)統計表の集計についての注意点

- ア
  「n」は回答者数を表す。
- イ 集計表の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているので、割合の合計が100%にならない場合がある。また、複数回答を可とした設問では、選択肢ごとに回答者数 (n) に対する割合を算出しているため、割合の合計が100%を超える場合がある。
- ウ 概説中に用いる「ポイント」とは、パーセントとパーセントとの差を表す。
- エ 統計表のうち派遣業務別にみた回答数が3件以下の数値は、非表示とした。
- オ 概説中の図表の単位は、特に記載がある場合を除きパーセント(%)である。

#### (2)その他の注意事項

東京都では、派遣労働に関する実態調査を昭和62~63年、平成7年、平成10年、平成14年、平成18年、平成22年、平成26年に実施している。今回の調査では前回「登録型派遣」に関する調査を行った平成26年調査との若干の比較を行った。

また、平成26年度調査において、派遣先調査対象業種を5業種から全業種へ広げた。平成24年の法改正において、「専門的知識や技術を必要とする業務または特別の雇用管理を必要とする業務」が政令第4条1項、第5条に整理をされた。(別表1)この業務に一般事務、営業、販売、軽作業、介護、医療、物の製造を合わせて調査を行った。

過去の調査時点は以下の通りである。

<sup>※2</sup> 回答のあった一般事業所のうち労働者派遣を利用しているのは389事業所(45.9%)であった。

<sup>※3</sup> 回収票(B)より白紙回答を除いたものを集計対象(C)とした。

昭和62年9月20日 (派遣元調査)\*特定労働者派遣事業についても調査

昭和63年10月20日 (派遣先・派遣労働者調査\*)

平成7年9月30日 (派遣元調査\*)

平成7年10月31日 (派遣先調査)

平成7年11月30日 (派遣労働者調査\*)

平成10年9月30日 (派遣元・派遣先調査)

平成10年10月30日 (派遣労働者調査)

平成14年10月1日 (派遣元・派遣先調査)

平成14年11月1日 (派遣労働者調査)

平成18年10月1日 (派遣元・派遣先調査)

平成 18 年 11 月 1 日 (派遣労働者調査)

平成22年10月1日 (派遣元\*\*・派遣先調査)

平成22年11月1日 (派遣労働者調査\*\*) \*\*特定労働者派遣事業のみ調査

平成26年10月1日 (派遣元・派遣先調査)

平成26年11月1日 (派遣労働者調査)

#### <別表1>【専門的知識や技術等を必要とする業務または特別の雇用管理を必要とする業務】 (派遣法施行令第4条及び第5条)

4-1. 情報処理システム開発 4-2. 機械設計 4-3. 事務用機器操作 4-4. 通訳、翻訳、速記 4-5. 秘書 4-6. ファイリング 4-7. 調査 4-8. 財務 4-9. 貿易 4-10. デモンストレーション 4-11. 添乗 4-12. 受付、案内 4-13. 研究開発 4-14. 事業の実施体制の企画、立案 4-15. 書籍等の制作・編集 4-16. 広告デザイン 4-17. 0A インストラクション 4-18. セールスエンジニアの営業、金融商品の営業 5-1. 放送機器操作 5-2. 放送番組等の制作 5-3. 建築物清掃 5-4. 建築設備運転等 5-5. 駐車場管理等 5-6. インテリアコーディネータ 5-7. アナウンサー 5-8. テレマーケティングの営業 5-9. 放送番組における大道具・小道具 5-10. 水道施設等の設備運転等